

議案第71号

西脇市太陽光発電所電線盗難事件に関する和解について

本市は、西脇市太陽光発電所電線盗難事件につき、次のとおり和解する。

平成29年8月31日

西脇市長 片山 象三

1 和解の相手方

神戸市長田区海運町2丁目5番11号  
早水電機工業株式会社

2 和解の要旨

- (1) 相手方は、西脇市太陽光発電所の遠隔監視システムのプログラムの改修を行い、当該改修に係る費用を全額負担する。
- (2) 本市は、本事件に関し、相手方の保守管理業務及び遠隔監視システムにつき、何らの責任がないことを確認する。
- (3) 本市と相手方の間には、本事件に関し、本事件和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。